

姫路市情報公開条例の解釈及び運用の基準

第1章 総 則

第1条 目的

第1条 この条例は、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、及び情報公開について必要な事項を定めることにより、市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する信頼と理解を深め、市民の市政への参加を推進し、もって地方自治の本旨に即した市政の実現に資することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、この条例の目的を定めるものであって、情報公開制度が地方自治の本旨という憲法の理念を踏まえた制度であること、及び市が市民に対しその諸活動を説明する責務を果たさなければならないことを明らかにしたものである。

【解 釈】

- 1 「行政文書の公開を請求する権利を明らかにし」とは、行政文書の公開を請求する権利をこの条例により創設することを意味し、実施機関は、条例に定める要件を満たした公開請求に応じる条例上の義務を負う。
- 2 「市民の知る権利を尊重し」とは、この条例により行政文書の公開を請求する権利を制度化することによって、「知る権利」の理念を市政の場において尊重しようとするものである。これにより、市民本位の情報公開を積極的に推進していこうとする市の姿勢を明らかにしたものである。
- 3 「市政に関し市民に説明する責務が全うされる」とは、市民から市政を負託された市が、市政の諸活動の状況を具体的に明らかにし、市民に対し説明する責務を果たしていくとする趣旨である。

【運 用】

- 1 本条は、この条例の目指す目的を定めたものであり、この条例の解釈及び運用の指針となるものである。したがって、実施機関がこの条例の各条項の解釈及び運用を行うに当たっては、常に本条及び第3条に照らしてこれを行わなければならない。
- 2 行政文書公開制度の意義

行政文書公開制度は、市民等からの請求に応じて、市に、その保有する行政文書の公開を義務付けることに意義がある。したがって、市民等の公開請求権に基づく制度であるという点において、一般的な情報提供施策とは異なる。行政文書公開制度においては、公開をしない旨の決定は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合にしか行えず、さらに、公開をしない旨の決定に対しては、行政不服審査法に基づく審査請求や行政事件訴訟法に基づく処分の取消訴訟の提起といった法的な救済手段が保障されている。

3 情報公開の総合的推進

行政文書公開制度は、民主主義の発展に大きな影響を持つものであるが、制度上の限界がある。すなわち、市民等が公開請求をしない限り公開されないこと、また、公開の対象は、行政文書そのものであり、分かりやすく加工された情報でないことから、必ずしも市民等にとって理解しやすいものではないこと、さらに、公開請求者にのみ提供されるということから、その広報的効果は期待できないことなどである。そこで、情報公開を総合的に推進することを条例上明記し、公開請求を待つことなく各種の情報を積極的に公表・提供することにより、市政に関する正確で分かりやすい情報が迅速かつ容易に得られるようにすることとした。

第2条 定義

第2条 この条例において「実施機関」とは、議会、市長、上下水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

【趣 旨】

本条は、この条例の基本的な用語である「実施機関」及び「行政文書」の定義について規定したものである。

【解 釈】

- 1 情報公開制度の目的を達成するためには、広く市全体として制度の実施に取り組むことが必要であることから、市のすべての執行機関と議会を実施機関とする。また、それぞれの機関の附属機関を含む。
- 2 上下水道事業管理者及び消防長は市長の補助機関であるが、それぞれ地方公営企業法及び消防組織法により執行機関と同等の権限を有するものであるため、実施機関とする。福祉事務所長、保健所長及び建築主事は、独立して一定の事務を管理し執行する権限を有するが、行政文書の公開については市長を実施機関とする。
- 3 共済組合等や市の出資法人等については、市と法人格を異にするので実施機関には含まれない。
- 4 「実施機関の職員」とは、実施機関が職務上指揮監督権を有するすべての職員をいう。議会にあっては、議会事務局の職員をいい、議員は含まない。
- 5 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において、公的立場で作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するかを問わない。職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務を含む。
- 6 「文書、図画」とは、人の思想等を文字、記号等を用いて有体物に可視的状态で表現したものをいい、紙の文書のほか、図画、写真、フィルム等が含まれる。
- 7 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録全般をいい、光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ等の

媒体に記録され、その内容の確認に再生用の機器を用いる必要がある記録である。

- 8 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、行政文書がその作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味する。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらない。
- 9 本条第2項ただし書は、公開請求の対象となる行政文書から除かれるもの、つまり、この条例の適用を除外する行政文書について定めたものである。
- (1) 第1号は、一般に購入することができ、その内容を容易に知ることができることから、公開請求の対象外としたものである。
- (2) 第2号は、一般の事務処理上の必要性からではなく、歴史、文化、学術研究といった観点から、その資料的価値に着目して特別の管理がされているものを公開請求の対象外としたものである。「特別の管理がされているもの」とは、他の行政文書と区分して管理されており、かつ、その利用に関する手続が定められているものをいう。

【運 用】

1 行政文書の範囲と公開しないことができる行政文書との関係

本条第2項に定める行政文書は、この条例の対象となる行政文書の範囲を定めたものであって、当該行政文書の公開・非公開は、もっぱら、条例第7条（行政文書の公開義務）各号に該当するか否かの判断の問題になる。

2 行政文書以外の情報の取扱い

「行政文書」は、この条例における権利義務関係の対象となる範囲を定めたものである。したがって、「行政文書」以外の情報の公開を求められても、その要求は権利としての要求ではなく、実施機関としても、その要求に応ずる法的な義務は負わないが、実施機関は、この条例を制定した目的や条例第3章（情報公開の総合的推進）の規定にかんがみ、可能な限り、その要求の趣旨にそった運用が求められる。

3 組織共用文書の範囲

(1) 作成した文書

職務上の内部検討に付された時点以降のものであって、当該組織において利用可能な状態で保管等されているものをいう。具体的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当する。

ア 職務上の内部検討に付された時点以降のもの

(ア) 「職務上の内部検討」とは、課長等一定の権限を有する者（以下「課長等」という。）を含めて行われる内部検討をいう。

(イ) 課長等を含む内部検討に付されていないものであっても、台帳類・帳簿類及び簡易又は定型的な文書であって当該組織において利用するために作成されたものは、職務上の内部検討に付されたものとみなす。

(ウ) 「職務上の内部検討に付された時点以降」とは、作成した文書が職員の個人的検討の段階を離れ、一定の権限を有する者の関与を経て組織的に用いる文書としての

実質を備えることとなった時点以降という趣旨である。

イ 組織において利用可能な状態で保管等がされているもの

姫路市文書取扱規程等に基づき、処理が行われ、保管又は保存されているものをいう。ただし、処理が行われていない場合であっても、書庫等に保管又は保存されているものは、「組織において利用可能な状態で保管等がされているもの」に該当する。

なお、保存期間が過ぎた行政文書であっても、廃棄の手続がなされずに保管等されている場合には「保管等がされているもの」に該当する。

ウ 具体例

- (ア) 事案決裁等の手続が終了した文書
- (イ) 事案決裁等の手続の途中の文書
- (ウ) 課長等を含む内部検討に付された段階の素案等
- (エ) 市の組織相互間での事務説明用に提出された資料
- (オ) 審議会、懇談会等の資料
- (カ) 説明会、対外的打合せ等の資料

(2) 取得した文書

受領した時点以降の文書であって、組織において利用可能な状態で保管等がされているものを対象とします。具体的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当する。

ア 受領した時点以降のもの

受領した時点以降のものであれば、必ずしも収受印が押されている必要はない。したがって、会議等で配布された文書は、配布された時点で受領したことになる。

イ 組織において利用可能な状態で保管等がされているもの

上記(1)イに同じ。

ウ 具体例

- (ア) 供覧の手続が終了した文書
- (イ) 供覧の手続の途中の文書
- (ウ) 会議等で受領した資料
- (エ) 申請書、届出書、報告書等（実施機関へ提出された時点で対象となる。）
- (オ) 委託契約等の成果物

(3) 電磁的記録の取扱い

電磁的記録についても、上記(1)及び(2)と同様の考え方とする。ただし、次の点について留意する。

ア 業務用システムのデータ等

はん用コンピュータ、オフィスコンピュータ、サーバ等により処理されている業務用システム（当該事務処理のために特別に作成されたプログラムを用いてパーソナルコンピュータ等により処理を行っているものを含む。）のデータ等については、実施機関が組織的に利用・管理すると認められるので、原則として組織共用文書に該当する。

イ フレキシブルディスクカートリッジ（フロッピーディスク）等に記録された文書
パーソナルコンピュータ、ワードプロセッサ等で作成された文書等で、フレキシブルディスクカートリッジ、ハードディスク等に記録されたものについては、上記(1)又は(2)の要件に該当する場合は組織共用文書となる。

なお、起案文書や資料等を作成するため、職員が事務処理の過程で補助的、手段的に作成した文書であって、フレキシブルディスクカートリッジ、ハードディスク等に記録されているものについても、組織において利用可能な状態で保存されている場合は、組織共用文書に該当する。

ウ 具体例

(ア) 統計処理等数的処理のために利用しているデータ

(イ) 台帳、事例集等のデータベース

第3条 実施機関の責務

第3条 実施機関は、行政文書の公開を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣 旨】

本条は、この条例の目的（第1条）を達成するために実施機関が果たすべき責務と、この条例全体の解釈及び運用の基本を定めたものである。

【解 釈】

- 1 「行政文書の公開を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用する」とは、実施機関は、この条例に定める要件を満たした公開請求に係る行政文書については、非公開情報が記録されている場合を除き公開しなければならないという原則公開の観点から、この条例全体を解釈し、運用しなければならないとする趣旨である。
- 2 「個人に関する情報をみだりに公にすることのない」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人に関する情報は、公開を原則とする情報公開制度の下においても、最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしたものである。

【運 用】

個人のプライバシーに関する情報が記録されている行政文書については、第2章に規定する行政文書の公開及び行政文書の任意的な公開をする場合はもとより、第3章に規定する情報公開の総合的推進を図る場合においても、本条の趣旨を踏まえて、最大限の配慮をするものとする。

第4条 適正な請求及び使用

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の公開を請求するものは、適正な請求に努めるとともに、当該行政文書が公開されたときは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。

【趣 旨】

本条は、行政文書の公開を請求するものの責務を定めたものである。

【解 釈】

- 1 行政文書の公開を請求するものは、この条例の目的を踏まえ、行政文書公開制度の適正な利用に努めなければならない。
- 2 「適正に用いなければならない」とは、行政文書の公開によって得た情報を社会一般の良識に従って使用するとともに、他人の権利利益を不当に侵害してはならないという趣旨である。

【運 用】

- 1 実施機関は、不適正な請求をしようとするものがある場合は、そのものに対して、適正な請求をするよう要請するものとする。
- 2 実施機関は、行政文書の公開によって、その情報が不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、当該使用者にその中止を要請するものとする。
- 3 著しく不適正な請求及び使用については、権利濫用の一般法理により対処するものとする。

第2章 行政文書の公開及び行政文書の任意的な公開

第1節 行政文書の公開

第5条 行政文書の公開を請求できるもの

第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対し、行政文書の公開（第6号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る行政文書の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に所在する学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

【趣 旨】

本条は、行政文書の公開を請求することができるもの（以下「請求権者」という。）の範囲を定めたものである。

【解 釈】

- 1 「市内に住所を有する者」とは、本市において住民基本台帳法の規定に基づき住民基本台帳に記録されている者その他本市に住所、居所を有する者をいう。
- 2 「市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人」とは、市内に本店、支店、出張所、営業所等の事務所又は事業所を有している個人及び法人をいう。
- 3 「その他の団体」とは、自治会、商店会等であつて、法人格はないが、団体の規約及び代表者が定められているものをいう。
- 4 「市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者」とは、本市の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する個人をいい、当該個人が市内に住所を有するかどうかは問わない。
- 5 「市内に所在する学校に在学する者」とは、市内に所在する学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校及び職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設等において、教育又は訓練を受けている個人をいう。
- 6 「市税の納税義務を有するもの」とは、公開請求を行う日の属する会計年度において、本市に対し、市税の納付又は納入の義務を負っているものをいう。
- 7 「実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの」とは、実施機関が行う事務事業により自己の権利や利益に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測される個人又は法人その他の団体をいう。

【運 用】

- 1 請求権者であるかどうかの判断は、口頭又は書面（市税の納税通知書）により行うものとする。
- 2 「実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの」の確認は、行政文書を所管する本庁の課、室等及び出先機関（以下これらを「所管課」という。）の長が次のような例を参考にして行うものとする。
 - (1) 本市の区域内に、一定の事実が継続して存在することにより、本市の行政に継続して関わりを有し、又は有することが確実に予測されるもの
具体例 市内の私立学校に子供を通学させている父母等
 - (2) 隣接市町に居住し、又は所在していることにより、本市の行政に関わりを有し、又は有することが確実に予測されるもの
具体例 本市の行政により、生活環境に影響を受け、又は受けることが確実に予測される隣接市町の居住者
 - (3) 本市が行う公法行為、私法行為等により、本市の行政に関わりを有し、又は有することが予測されるもの
具体例 本市が行った行政処分又は契約により、自己の権利又は利益に直接影響を受けたもの
 - (4) 本市の区域内において、火災等の発生のために被害を受けたことにより、本市の行政に一時的に関わりを有するもの
具体例 市内のホテル等に宿泊して火災等の被害を受けた者
- 3 本条に規定する請求権者以外のものから行政文書の公開に関する相談があった場合は、第20条（行政文書の任意的な公開）の規定により対応するものとする。

第6条 公開請求の手続

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、行政文書の公開を請求する手続を定めるとともに、公開請求書に不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

【解 釈】

- 1 「公開請求書を実施機関に提出して」とは、公開請求は、公開決定という行政処分を求める申請行為であり、公開請求者の権利行使として行われるものであるため、その事実関係を明らかにしておく必要があることから書面によることとしたものである。
- 2 「行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」とは、公開を請求する行政文書の名称又はその記載内容から実施機関が請求の対象である行政文書の名称やその範囲を合理的な努力をすることにより特定できる事項をいう。
- 3 「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や、公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載に不備があり、公開請求に係る行政文書を特定することができない場合などをいう。
- 4 「相当の期間」とは、公開請求者が補正をするのに足りる合理的な期間をいう。
- 5 「補正の参考となる情報」とは、検索資料その他公開請求者が行政文書を特定するために必要な情報をいう。

【運 用】

- 1 公開請求者は、一般的に行政実務に通じていないことから、「公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を的確に記載することは困難な場合が多い。したがって、実施機関は、行政文書の検索資料を案内したり、公開請求者と連絡を取り合うなどして、行政文書を特定するために必要な情報を積極的に提供する必要がある。
- 2 第2項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、公開請求書の不備が補正されない場合には、当該公開請求に対して公開しない旨の決定を行うことになるが、行政文書の特定が不十分であることにより形式上の不備と

する場合においては、公開の実施ができない程度にまで不特定である場合は別として、「特定性」の要件を必要以上に厳格にすることは妥当ではない。

第7条 行政文書の公開義務

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

【趣 旨】

本条は、公開請求に対する実施機関の公開義務を明らかにするものであり、実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に本条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならないという原則公開の基本的な考え方を定めたものである。

【解 釈】

本市の行政文書公開制度は、行政文書の公開請求があった場合は、原則公開を基本原則としているが、一方で、個人、法人等の権利利益や公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、公開することの利益と公開しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。このため、本条では公開しないことに合理的な理由がある情報を非公開情報として定め、この非公開情報が記録されていない限り、公開請求に係る行政文書を公開しなければならないこととしている。

【運 用】

1 非公開情報該当性の判断

過去に非公開情報に該当するとの理由で非公開にされた情報であっても、時の経過、社会情勢の変化、事務事業の進行の状況等の事情の変更に伴って、当該情報の非公開情報該当性に变化が生ずる場合もあるので、ある情報が非公開情報に該当するか否かは、公開請求があった時点においてその都度判断しなければならない。

2 守秘義務との関係

本条が非公開情報の範囲を定めているのに対して、地方公務員法第34条が規定する守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであり、両者はその趣旨及び目的を異にしている。この規定の非公開情報が守秘義務の対象となるか否かは個別の事案ごとに判断されるべきものであるが、条例に基づき適法に公開している限りにおいては、守秘義務に違反するとはならないものと考えられる。

3 他法令との関係

地方自治法第100条、民事訴訟法第220条、弁護士法第23条の2の規定等のように、法令の規定により、実施機関に対して、行政文書の提出又は閲覧等を要求されることがある。この場合における当該法令の規定と本条各号に該当するかどうかをもって、当該要求の諾否の理由とすることはできない。法令の規定に基づく提出又は閲覧等の要求に対しては、要求の根拠となった法令の趣旨、要求の目的、対象文書の内容等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定することとなる。

第7条第1号〔個人に関する情報〕

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

【趣 旨】

本号は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている行政文書は非公開とすることを定めたものである。

プライバシーの具体的内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないため、本号では、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれのある情報は、個人に関する情報として原則非公開とすることとした。その一方、個人の権利利益を侵害せず非公開にする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても公開することの公益が優先するため公開すべきものをただし書により例外的に非公開情報から除くこととした。

【解 釈】

- 1 「個人に関する情報」とは、個人の氏名、住所、生年月日、思想、信条、身体的特徴、

健康状態、経歴、家庭状況、所得、財産など個人に関する一切の情報をいう。

- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、本条第2号に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であり、同号で判断することとしたため、本号の個人情報の範囲から除外するものである。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業活動と直接関係のない個人情報もあり、それらは本号により判断されることになる。
- 3 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未発表の研究論文等で、個人識別性のある部分を除いたとしても公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。
- 4 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、法令の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報をいう。ただし、利害関係人等に限って入手できる情報や請求の目的等によって閲覧が制限されている情報は含まない。

また、「公にすることが予定されている情報」とは、公開請求時点において公にされていないが、将来公にすることが予定されている情報をいい、公にする時期について具体的な計画がない場合であっても、その情報の性質から通例として公表されるものも含まれる。

- 5 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、その情報を公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産を保護することができる利益と非公開とすることにより当該個人情報として保護される利益との比較考量がなされた結果、公開することが必要であると認められる情報をいう。
- 6 公務員等情報（ただし書ウ）
 - (1) 「国家公務員法第2条第1項に規定する公務員」とは、一般職の公務員のみならず、国務大臣、国会議員、裁判官等の特別職の公務員も含む。
 - (2) 「地方公務員法第2条に規定する公務員」とは、一般職であると特別職であるとを問わず地方公共団体のすべての公務員をいう。したがって、議員、委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤の者及び臨時的任用の職員も含まれる。
 - (3) 「その職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員等の住所、電話番号、学歴、家族状況、健康状態等明らかに当該公務員等個人に関する情報や勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員の身分取扱いに係る情報は、公務員等の職務遂行情報には該当しない。
 - (4) 「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」とは、公務員個人の私生活の平穏を不当に害するおそれがある場合などをいう。

【運用】

- 1 死者の個人に関する情報の取扱い
「個人」には、死亡した個人も含まれる。
- 2 個人情報に対する本人開示の取扱い

本号は、個人に関する一切の情報は非公開を原則とする趣旨である。したがって、公開請求者が、自己に関する情報について公開請求をした場合であっても、第三者からの公開請求の場合と同様に取り扱う。

個人情報に係る本人からの公開請求については、個人情報の保護に関する法律第76条又は姫路市議会の個人情報の保護に関する条例第18条の定めるところによる。

3 食糧費、交際費の支出を伴う会議、懇談、式典等における出席者名簿の取扱い

姫路市公文書公開審査会（現在の姫路市情報公開・個人情報保護審査会）から次のような答申が出ている。

【平成11年3月31日審査会答申】

（抜 粋）

○条例第5条第1号の該当性について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権尊重の観点から、プライバシーを最大限保護しようとする趣旨の規定である。通常プライバシーとは、個人の生活領域に関する秘密事項であり、個人の思想、信条、宗教、意識、身体的特徴、学歴、経歴、健康状況、収入、社会的活動状況等と考えられている。そして、この規定の趣旨からして、個人に関する情報であっても、その公開が明らかにプライバシーを侵害するものでない場合には、本号によって保護すべき個人に関する情報に該当しない。

ところで、本件公文書について、実施機関は本号に関連する次の情報を非公開としている。

(1) 本市職員以外の公務員及び民間人の出席者が識別され得る情報（氏名、役職名、所属名、所属団体名等）

(2) 出席者の個人的住所・電話番号

上記各情報が、本号に該当するか否かについて以下検討する。

(1)の場合

本市職員以外の公務員が、本市職員の職務の遂行過程で、当該職務の相手方として関与している場合は、公務として関与していると認められる。また民間人が、本市職員の職務の相手方として関与している場合も、純然たる個人の立場ではなく、職務として、いわば公務に準ずるとでもいうべき立場で関与していると認められる。そして相手方が小学生や中学生の場合であっても、同じことがいえるのであって、子供であるから公務に準ずるとでもいうべき立場で本市の職務に関与できないということにはならないと考えられる。したがって、氏名、役職名、所属名、所属団体名等は、確かに、それ自体個人を識別する情報ではあるが、その公開がプライバシーを明らかに侵害するものではないと考えるのが妥当である。

しかし、本件公文書の記載内容をみると、本市職員と個々の権利者との間での立ち退きを目的とする協議に関するものが見受けられる。この場合、相手方は、純然たる個人の立場で本市の職務遂行に関与しているものである。したがって、相手方が識別され得る情報は本号に該当し、公開しないことができる。

(2)の場合

出席者の個人的住所・電話番号についても、出席者が識別され得る情報の中に含まれるが、上記(1)の情報とは異なり、いずれも私生活に関する情報といえるものであり、私的な領域の問題であり、本号に該当し、公開しないことができる。

第7条第2号〔法人等に関する情報〕

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣 旨】

本号は、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位等その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている行政文書は、公益性確保の観点から公にすることが必要であると認められる場合を除き、非公開とすることを定めたものである。

また、実施機関の要請を受けて、法人等又は事業を営む個人が公にしないとの条件で任意に提供した情報が記録されている行政文書は、合理的な範囲で非公開とすることを定めたものである。

【解 釈】

- 1 「法人」とは、会社のように営利を目的としたものに限られず、特殊法人、認可法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人等の法人組織であるもののすべてをいう。
なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除いたのは、これらの行政活動については第3号から第6号で対応することとしたためである。
- 2 「その他の団体」とは、自治会、商店会など、法人格を有しないが、団体の規約及び代表者が定められているなど団体としての実体を有するものをいう。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいう。当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産など）については、第1号（個人に関する情報）で対応することになる。
- 5 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」とは、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益は保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については公開することを定めたものである。公にすることが必要であ

るか否かは、公開することにより保護される利益と非公開にすることにより当該事業活動情報として保護される利益の比較衡量によって判断されることになる。

法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実には発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の公開が、その危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために、公開することによって法人等又は事業を営む個人の被る不利益を考慮してもなお必要である場合がこれに相当する。

6 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、財産権的な権利にとどまらず、信教の自由等の非財産的な権利も含まれる。

7 「実施機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人の側から公開しないとの条件が提示され、実施機関において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

「公にしない」とは、法や情報公開条例に基づく公開請求に対して公開しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、実施機関の側から公開しないとの条件で情報を提供して欲しいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが公開しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除しない。

8 「法人等又は個人における通例」とは、法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において公開しないこととしていることだけでは足りない。

9 公開しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。公開しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に公開されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。

【運用】

1 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」かどうかは、法人等又は事業を営む個人の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の公開をした場合に生ずる影響を具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断する。

(1) 権利利益を害するおそれがあると認められるもの

ア 宗教法人、学校法人等の活動状況のうち信教の自由、学問の自由を害するおそれがあると認められるもの

イ 製品等の製造プロセス等生産技術上のノウハウ、企業の商品売上額、販売効率、取引先名等の経営上又は取引上の秘密に関する情報であって、公にすることにより法人等又は事業を営む個人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるもの

ウ 経営方針、人事、組織、経理等の内部管理に属する情報であって、公にすることによ

り法人等又は事業を営む個人の公正な事業運営が損なわれると認められるもの

エ 競争又は内部管理の概念でとらえられない情報であって、公にすることにより法人等又は事業を営む個人の名誉、信用、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められるもの

(2) 権利利益を害するおそれがあるとは認められないもの

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ（事業者等に関する登記事項など）、又は公にされることが予定されている情報

イ 法人等又は事業を営む個人が自ら公表している情報（事業概要、パンフレットなど）

ウ 市場の流通に置かれた商品の客観的な品質、性状等何人でも相当の負担をすることによって知り得る情報

エ 統計処理がされていて、特定の事業者等が判別されない情報（統計資料など）

2 非公開特約付きの任意提供情報

旧条例においては、法人等又は事業を営む個人だけでなく、一般の個人からの任意提供情報も対象として独立した号を設けていた。しかし、任意提供情報については、通常は行政指導による情報提供を想定しており、このような情報提供は法人等及び事業を営む個人に関するものが通例であるといえること、濫用の危険があるためできるだけ非公開となる範囲を限定することが望ましいことなどから、対象者を法人等及び事業を営む個人に限定した規定を設けたものである。

なお、一般の個人からの任意提供情報については、第1号又は第5号において判断することになる。

3 ただし書に規定する「公にすることが必要であると認められる情報」か否かの検討においては、次の点に留意する。

(1) 公開することにより保護される利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）と非公開にすることにより当該事業活動情報として保護される利益との比較衡量に際しては、公開することにより保護される利益と非公開により保護される利益の双方につき、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。

なお、公開する旨の決定をする場合には、第13条第2項及び第3項の規定により、当該第三者の権利利益を保護するための適正な手続を経なければならない。

(2) 実施機関は、行政指導により情報を提供させる場合が多く、非公開を暗黙の前提として情報を得ることがあった。しかし、今後、任意の情報提供を要請するに当たっては、相手方に本号の趣旨を説明し、公にしないことを情報提供の条件とする場合にはそのことを明らかにしておく必要がある。

なお、実施機関は、事務又は事業の執行に不可欠な情報の収集については、根拠規定を定め、それにより情報の収集を行うよう努めるべきである。

第7条第3号〔法令秘等に関する情報〕

(3) 法令の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができない情報

【趣 旨】

本号は、法令や法定受託事務に係る指示等に基づく非公開情報とこの条例との関係を明らかにするために定めたものである。

【解 釈】

- 1 「法令」とは、法律、政令、省令その他の命令並びに条例及びこれに基づく規則をいう。
- 2 「法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示」とは、法定受託事務又は自治事務に係る情報に対する国からの関与（非公開の指示）であって、当該指示が法律又は政令に根拠を有するもので、公にしてはならない情報を個別、具体的に明らかにしているものをいう。
- 3 「公にすることができない情報」とは、法令又は指示等の文言、趣旨等から明らかに公にすることができないと認められる情報をいい、例えば次のようなものがある。
 - (1) 目的外使用が禁止されている情報
 - (2) 個別法により守秘義務が課されている情報
 - (3) 手続の非公開が定められている調停等に関する情報
 - (4) 関係人以外は閲覧できないとされている情報
 - (5) その他趣旨、目的からみて明らかに公にすることができないと認められる情報

第7条第4号〔審議、検討又は協議に関する情報〕

- (4) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣 旨】

本号は、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における自由な意見交換や公正な意思形成が妨げられたりすることなく、適正な意思形成を確保するために定めたものである。

【解 釈】

- 1 本号は、市の機関、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報のうち、当該情報を公にすることの公益上の必要性を考慮してもなお、公正な意思形成が損なわれたり、当該意思形成に係る情報が公開されることによる支障が生ずる等、次に掲げるようなおそれがある情報が記録されている行政文書については、非公開とすることとしたものである。
 - (1) 外部からの圧力、干渉等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報
 - (2) 誤解や憶測に基づき、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある未成熟な情報
 - (3) 尚早な時期に公開されると、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある情報
- 2 「市の機関」とは、市のすべての機関を意味し、議会、執行機関（市長、各行政委員会等）、それらの補助機関（職員）のほか、執行機関の附属機関等（審議会、懇話会等）も含む。
- 3 「審議、検討又は協議に関する情報」には、当該審議、検討又は協議に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。
- 4 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。

【運 用】

審議、検討又は協議に関する情報の意思決定後の取扱い

審議、検討又は協議に関する情報については、市の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の非公開情報に該当することはなくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意

思決定に関して本号に該当するかどうかの検討を行う必要がある。

また、当該審議、検討又は協議に関する情報が公になると、審議等が終了し意思決定が行われた後であっても、市民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

第7条第5号〔事務又は事業に関する情報〕

(5) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣 旨】

本号は、公にすることにより、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記録されている行政文書は、非公開とすることを定めたものである。

【解 釈】

- 1 「市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」とは、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が単独又は共同で行う事務又は事業に関する情報で、実施機関が作成し、又は取得したものをいう。この場合の情報は、事務又は事業に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報だけでなく、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。
- 2 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の性質に照らして保護する必要がある場合のみ非公開とすることができることとする趣旨である。また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。
- 3 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることによる公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な執行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいう。
したがって、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。
- 4 本号のア～オは、公開することにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを例示列挙したものであり、その内容は次に掲げるとおりである。

なお、ア～オに列挙した以外のものについては、「その他当該事務又は事業の性質上、

当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するか否かを個別具体的に判断するものとする。

- (1) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収」とは、指導監査、立入検査、各種取締り、試験の実施、租税調査等をいう。また、各種の監視・巡視等の事務を含む。
- (2) 「契約」とは、工事契約、委託契約及び物品購入等に係る契約事項をいう。「交渉」とは、用地買収、損害賠償、損失補償等の事務における相手方との話合い、折衝、相談等をいう。

また、「争訟」とは、訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て等をいい、類似の事務又は事業として、争訟に発展するおそれのある紛争に係るものが挙げられる。

- (3) 「調査研究」とは、主として大学、研究所等の調査研究をいい、その他の機関で行われる調査研究はここには含まれない。
- (4) 「人事管理」とは、職員の採用、異動、懲戒等職員の身分取扱いに係るものをいう。
- (5) 「市若しくは他の地方公共団体が経営する企業」とは、地方公営企業法等の適用を受ける企業をいう。

【運 用】

原則公開の立場に立ち、公にすることにより事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、恣意的に非公開の範囲を広げることのないよう厳格に適用し、特に留意して、運用しなければならない。

第7条第6号〔公共の安全等に関する情報〕

(6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

【趣 旨】

本号は、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある場合に、これを防止するため、公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている行政文書は、非公開とすることを定めたものである。

【解 釈】

- 1 「人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障を及ぼす」とは、人の生命等を犯罪等に起因する危険から保護し、又はそのような危険を防止することに支障を及ぼす場合をいう。
- 2 「犯罪の予防、犯罪の捜査」とは、公にすることにより、犯罪の捜査又は犯罪を防止するための行為がその目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等をいう。
- 3 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、平穏な市民生活、社会の風紀又はその他の公共の秩序を維持するために必要な行政活動等をいう。
- 4 「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序の維持のための行政活動等が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合をいう。

【運 用】

犯罪の予防、捜査情報は、捜査機関が作成し、実施機関が取得したものに限らず、実施機関自らが作成したもの、例えば、次のようなものが、該当する場合がある。

- ・ 捜査関係事項照会に対する回答文書
- ・ 消防法に基づく危険物に係る届出書
- ・ 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇薬等に係る届出書
- ・ 医薬品、医療機器等法に基づく毒薬に係る届出書
- ・ 警備委託契約書

第8条 部分公開

第8条 実施機関は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該非公開情報が記録されている部分を容易に、かつ、行政文書の公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。

2 公開請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣 旨】

本条は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合における実施機関の部分公開の義務及びその要件を定めるとともに、公開請求に係る行政文書に前条第1号に規定する個人に関する情報が記録されている場合で、個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して取り扱うことができるときには、個人識別性のある部分を除いて公開する義務があること及びその要件を定めたものである。

【解 釈】

- 1 「容易に分離できるとき」とは、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分を分離することが、行政文書を損傷することなく、特別な費用をかけずに、また、物理的、技術的な困難さを伴わずにできる場合をいう。
- 2 「行政文書の公開請求の趣旨を損なわない程度」とは、公開請求に係る行政文書から非公開情報に係る部分を区分して除いても、請求者の公開請求内容の趣旨を充足し、しかも当該行政文書全体の内容が損なわれない場合をいう。したがって、公開される部分に記録されている情報が無意味な文字又は数字の羅列になる場合等には、その旨を請求者に説明した上、行政文書すべてを公開しない旨の決定を行うことになる。
- 3 「同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、氏名等個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、個人識別性のある部分を除いた部分は、第7条第1号の個人に関する情報には含まれないものとみなして部分公開しなければならないものとするものである。

【運 用】

部分公開の閲覧等に供するために行政文書を複写するときの費用は、第15条（費用負担）という写しの作成に要する費用に当たらないことから、徴収しないものとする。

第9条 行政文書の存否に関する情報

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

【趣 旨】

公開請求に対する決定は、当該公開請求に係る行政文書を特定した上で、①不存在を理由とする非公開、②非公開情報該当性の判断に基づく公開、部分公開又は非公開のいずれかとすることが原則である。しかし、例外的に、公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることによって、非公開情報として保護すべき利益が害されることになる場合がある。

本条は、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合について定めたものである。

【解 釈】

「公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、公開請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、公開請求された行政文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいう。

公開請求に対し、当該行政文書は存在するが非公開とするという回答又は当該行政文書は存在しないという回答をすることによって非公開情報の保護利益が害されることとなる場合があり得る。

例えば、特定個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された行政文書の公開請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は非公開情報に該当するので、非公開であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、第7条各号の非公開情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

具体的には、次のような例が考えられる。

- (1) 特定の個人の病歴情報や犯歴に関する情報（第7条第1号）
- (2) 先端技術に係る特定企業の設備投資計画に関する情報（第7条第2号）
- (3) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第7条第5号）
- (4) 犯罪の内偵捜査に関する情報（第7条第6号）

【運 用】

- 1 本条により公開請求を拒否するときは、第10条第2項の公開しない旨の決定を行うこととなり、必要にして十分な拒否理由の提示をする必要がある。
- 2 本条は、公開請求に対する応答の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否する場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。そこで、存否応答拒否の適用にあたっては、市政情報センターに対し、事前に照会するとともに、本条を適用した場合は、姫路市情報公開・個人情報保護審査会へ事後報告をすることとする。

第10条 公開請求に対する措置

第10条 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、公開請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにし、存否応答拒否をする場合及び文書の不存在を理由とする請求拒否をする場合についても明確に処分として位置づけることを定めたものである。

【解 釈】

1 「決定」には、次に掲げるものがある。

(1) 行政文書の全部又は一部を公開する旨の決定（第1項）

ア 全部を公開する決定・・・公開決定

イ 一部を公開する決定・・・部分公開決定

(2) 行政文書の全部を公開しない旨の決定（第2項）

行政文書の全部を公開しない決定（存否応答拒否、文書不存在の決定を含む。）

・・・非公開決定

2 「公開請求に係る行政文書を保有していないとき」とは、文書が不存在である場合を意味し、公開請求された文書そのものが存在しない場合又は条例で定義されている行政文書に該当しない場合を指す。

【運 用】

1 公開請求に対する決定等に係る事務は、所管課において行うものとする。

2 非公開決定を行う際には、姫路市行政手続条例第7条の規定に基づく理由の提示及び行政不服審査法第82条の規定に基づく教示を書面により行う必要がある。部分公開の決定を行う場合にも、公開しない部分については、非公開決定の場合と同様、その理由の提示及び不服申立ての教示が必要となる。

理由の提示については、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、公開請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると解されており、非公開情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が記録されているかを示すことになる。また、公開請求に係る行政文書に複数の非公開情報が記録されている場合や一の情報が複数の非公開情報に該当する場合には、そのそれぞれについて、理由の提示が必要である。

なお、非公開情報が多くかつ散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが

困難な場合には、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて記載することもあり得る。

3 行政文書の不存在を理由として非公開決定を行う場合は、公開請求者が公開を求めている行政文書が実施機関に存在しない理由を記載する。

4 行政文書の存否の応答拒否をする場合は、公開請求に係る行政文書が仮に存在した場合に適用する非公開条項及び当該行政文書の存否を明らかにすることが非公開情報を開示することになる理由並びに本規定を適用すべき根拠条項（第9条）を記載する。

第 1 1 条 公開決定等の期限

第 1 1 条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して 1 5 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 3 0 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、公開請求に対する実施機関の応答の原則的期限及び延長可能な期間について定めたものである。

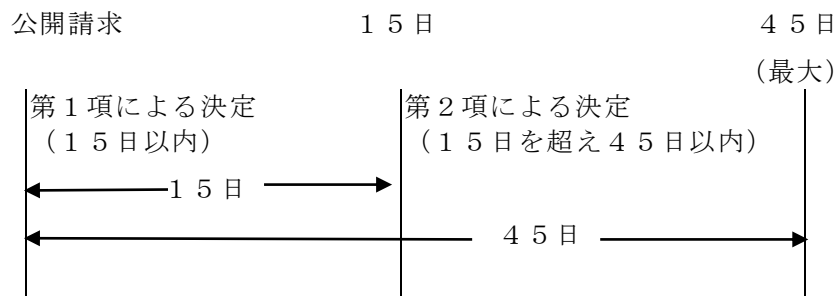
【解 釈】

- 1 第 1 項は、実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る行政文書の公開又は非公開の決定をできるだけ速やかに行うものとし、原則として、公開請求書が到達した日から起算して 1 5 日以内に公開決定等を行しなければならない義務を負うことを定めたものである。
- 2 「公開請求があった日」とは、公開請求書の宛先である実施機関の受付を担当する窓口公開請求書が到達した日を指す。具体的には、市政情報センターにおいて公開請求書を受け付けた日又は所管課において直接、公開請求書を受け付けた場合にあつては当該受付を行った日が、これに当たる。
- 3 「公開請求があった日から起算して」とは、初日（公開請求があった日）を算入する趣旨である。
- 4 本条に該当する期間の満了の時期については、期間の末日の終了した時点である。
なお、期間の末日が休日（姫路市の休日を定める条例第 2 条に規定する市の休日をいう。）に当たるときは、その翌日の終了した時点をもって、期間の満了の時期とするものである。
- 5 「補正に要した日数」とは、実施機関が第 6 条第 2 項の規定により補正を求めてから、公開請求者が補正をした公開請求書を実施機関に提出するまでの期間を指す。したがって、形式上の不備がある公開請求であっても、実施機関が公開請求者に対し補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれる。
- 6 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」とは、実施機関が、公開請求に対して、公開請求のあった日から起算して 1 5 日以内に公開決定等をするよう誠実に努力しても、当該期間内に公開決定等を行うことができないような、おおむね次のような場合をいう。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書であつて、当該第三者の意見を聴取するのに相当の期間を必要とするとき。
 - (2) 一度に多くの種類の公開請求があり、公開請求に係る行政文書を短期間に検索することが困難であるとき、又は公開請求のあった行政文書の内容が複雑で、期間内に公開決定等を行うことが困難であるとき。

- (3) 裁判、国等の監査等のために公開請求に係る行政文書を提出中であるとき。
- (4) 年末年始又は祝日が重なり執務ができないとき。
- (5) 天災等の発生、緊急を要する業務の処理、一時的な業務量の増大、その他正当な理由により速やかな事務処理が困難であるとき。

【運 用】

1 請求から公開決定等までの日数



- 2 第1項は、公開決定等の期限を定めたものであり、公開請求者に対する通知の到達日が15日以内であることを求めているのではないが、実施機関は、公開決定等をしたときは、遅滞なく第10条各項に規定する通知を行う必要がある。
- 3 実施機関が、公開請求者に対し補正を求めた場合において、公開請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、補正がされないことが明確になったのであることから、その時点以降はもはや「補正に要する日」には当たらない。したがって、補正を求めた日から補正の求めに応じない旨が明らかにされた日までの日数を除いて、期間計算をすることとなる。
- 4 実施機関は、公開請求があった日から起算して15日以内に公開決定等ができないことが確実になったときは、その時点で遅滞なく公開請求者に対し、その旨を通知する。

なお、延長後の決定期間は、事務処理上必要な限度で適正な期間を設定する。また、延長する理由をできるだけ具体的にするものとする。

第 12 条 公開決定等の期限の特例

第 12 条 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、当該公開請求があった日から起算して 45 日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、当該公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について公開決定等を行う期限

【趣 旨】

本条は、公開請求に対する行政文書が著しく大量な場合における公開決定等の期限の特例を定めたものである。

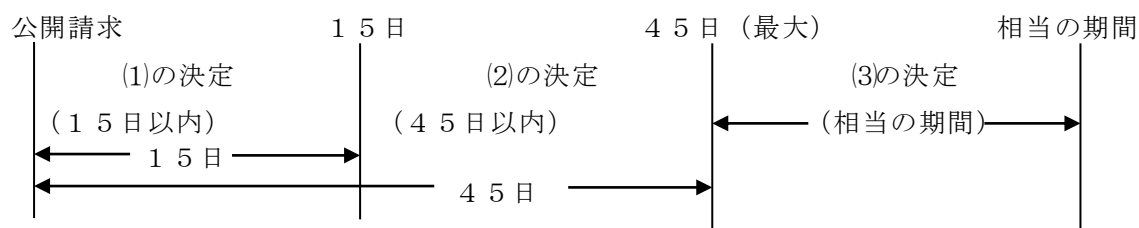
【解 釈】

- 1 「公開請求に係る行政文書が著しく大量である」とは、1 件の公開請求に係る行政文書が大量であったり、あるいは同時期に多数の公開請求が集中した場合をいう。
- 2 「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、期限内に処理することにより、他の処理すべき事務の遂行が著しく停滞する場合等をいう。
- 3 「相当の部分」とは、本条が、公開請求に係る行政文書について、公開決定等を分割して行うことを認めた趣旨に照らし、実施機関が 45 日以内に努力して処理することができる部分であって、公開請求者の要求をある程度満たすまとまりのある部分をいう。
著しく大量な行政文書の公開請求であっても、他の公開請求者との平等を図る観点から、45 日以内に処理できる量については、当該期間内に公開決定等を行うべきであるとする趣旨である。
- 4 「相当の期間」とは、残りの行政文書について、実施機関が処理するために必要な合理的な期間をいう。

【運 用】

本条を適用する場合の手続

- (1) 15 日以内に本条を適用することの決定をし、公開請求者に通知する。
- (2) 公開請求に係る行政文書の相当の部分について 45 日以内に公開決定等を行う。
- (3) 相当の期間内に残りの行政文書の公開決定等を行う。



第13条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

第13条 公開請求に係る行政文書に市、国、他の地方公共団体及び公開請求者以外のもの（以下この条、第18条及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するときは、第10条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、公開請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与及び第三者による争訟の機会の確保について定めたものである。

【解 釈】

1 第1項は、第三者に対する任意的意見聴取について定めたものであり、公開請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることによって公開決定等をするに当たっての参考にしようとする趣旨である。したがって、実施機関に対して、第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務付けるものではなく、また、意見書を提出した第三者に対して公開決定等についての同意権を与えるものでもない。

2 「市、国、他の地方公共団体以外のもの」とは、市、国及び他の地方公共団体には本条は適用されないことを原則とするが、事前の意見聴取の必要性自体を否定しているわけではなく、非公開情報（第7条第4号、第5号）の判断の過程で適宜聴取すれば足りるとする趣旨である。

3 第1項に規定する通知は、第2項の場合とは異なり、書面によることとはされていないので、適宜口頭で通知しても差し支えない。

4 第2項は、第三者に対する必要的意見聴取について定めたものであり、第三者に関する情報を公益上の理由により公開する場合においては、第三者に不利益を与える場合であっても公開することの公益とを比較衡量して公開するか否かを判断することとなるので、適正手続の観点から事前に当該第三者に意見書提出の機会を付与しなければならないことを実施機関に義務づけることを定めたものである。なお、実施機関の決定が、第三者の意見に拘束されるものでないことは、第1項の場合と同様である。

5 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」とは、実施機関が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合には、手続が進められなくなることを避けるため、意見書提出の機会を与えなくてよいこととしたものである。

6 第3項の「公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、第1項又は第2項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が反対意見書を提出した場合において、当該第三者が公開決定の取消しを求める争訟を提起し、公開の執行停止の申立てを行う機会を確保できるようにするための最低限必要な期間として定めたものである。

7 著作権との関係

著作権法では、著作物の扱いについて著作者のコントロール権を認めているため、実施機関が保有する第三者の未公表の著作物を著作者本人の許諾を得ずに公開することは著作権法第18条第1項で定める公表権の規定により禁止され、著作物の写しを本人の承諾を得ずに交付することは同法第21条の複製権の規定により禁止されている。

したがって、公開請求に係る行政文書が第三者の著作物である場合は、著作権法上の公表権、複製権等との調整が必要となることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）により、著作者が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づく公開に同意しない旨を表明していない場合には公開に同意したものとみなすこと、公益上の理由により公開する場合には公表権を害することにはならないこと、公開に必要な限度で複製等を行う場合には複製権を害することにはならないことなどの調整措置が講じられ、さらに情報公開条例に基づいて著作物を公開する場合においても、情報公開法と同様な規定に従って公開する限り、情報公開法における取扱いと同様とする調整措置が講じられた。

著作権との具体的な関係は、次のとおりである。

(1) 公表権との調整（著作権法第18条第3項、第4項）

ア 公開の同意

著作者が未公表の著作物を地方公共団体に対し別段の意思表示をせずに提供した場合には、条例に基づく公開に同意したものとみなされる（著作権法第18条第3項）。

ただし、経過措置として情報公開法の施行（平成13年4月1日）前に提供された未公表の著作物については、著作権第18条第3項は適用されない（整備法附則第2条）。

イ 公表権の適用除外

次の場合の未公表の著作物の公開については、著作者の意思のいかんを問わず、著作権法第18条第1項で定める公表権の規定は適用されない（著作権法第18条第4項）。

（ア） 公益上の義務的公開

(イ) 公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分の公開

(2) 複製権との調整（著作権法第42条の2）

情報公開法又は条例で定められた方法によって、著作物の写しの交付を必要と認められる限度において行う場合には、複製権に関する著作権を害することにはならない。

【運用】

第3項の規定が適用される場合の公開決定の日と公開を実施する日との間の期間の設定については、個別の事案に応じ、2週間以上の期間を置くことを妨げるものではないが、公開請求者が速やかに公開を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と公開請求者の利益との比較衡量が必要である。

第14条 公開の実施

第14条 行政文書の公開は、文書及び図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の公開にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

【趣 旨】

本条は、第10条第1項の規定により行政文書の公開決定をした場合における具体的な公開方法を定めたものである。

【解 釈】

- 1 「文書又は図画」については、視覚によって直接その内容を確認できることから、行政文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を公開方法とする。

公開を受けるものは、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる。

- 2 「電磁的記録」の公開方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める」としたものである。
- 3 「行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき」とは、行政文書の形態又は形状から行政文書が破損され、又は汚損されるおそれがあるときをいう。

文書又は図画の閲覧については、原本の傷みが激しくそのまま公開に供することが当該文書又は図画の保存に支障がある場合など、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合には、写しによることとしている。

- 4 「その他正当な理由があるとき」とは、たとえば次に掲げるときをいう。

- (1) 行政文書の部分公開をするとき。
- (2) 原本を日常業務で使用する必要があり、閲覧等に供すると業務に支障があるとき。
- (3) 請求があつた行政文書が、裁判所、国の官庁等に提出されているとき。
- (4) その他原本での閲覧を認めないことに相当の理由があると認められるとき。

【運 用】

行政文書の公開を実施する場所は、原則として、行政文書を所管する本庁の課、室等及び出先機関を指定するものとする。

第 15 条 費用負担

第 15 条 前条の規定による行政文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 前条の規定により行政文書の写しの交付を受けるものは、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

【趣 旨】

本条は、行政文書の公開に係る費用の負担について定めたものである。

【解 釈】

- 1 第 1 項は、行政文書の公開請求及び公開の実施に係る手数料を無料とする旨を定めたものである。
- 2 「写しの交付」は、行政文書公開制度の運用上当然に必要な閲覧とは異なり、公開請求者の希望に応じて行う特定のものへのサービスであるため、その交付に要する実費を勘案して相当額の負担を公開請求者に求めることとしている。

【運 用】

行政文書の写しの交付に要する費用は、所管課において徴収するものとする。

〔情報公開条例施行規則〕

（写しの作成等に要する費用）

第 8 条 条例第 15 条第 2 項に規定する写しの作成に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第 15 条第 2 項に規定する写しの送付に要する費用は、写しの郵送料とする。

3 前 2 項に規定する費用は、前納とする。

別表（第 8 条関係）

種別	写しの作成方法		金額
文書又は図画	複写機により A 3 判以下の 大きさの用紙に複写したもの	白黒	1 面につき 1 0 円
		カラー	1 面につき 5 0 円
	外部委託によるもの		外部委託に係る費用
	その他の方法によるもの		実費を参考に定める額
電磁的記録	録音カセットテープに複写したもの		1 巻につき 4 0 0 円
	ビデオカセットテープに複写したもの		1 巻につき 6 0 0 円
	用紙に出力したもの		文書又は図画の例による。
	フレキシブルディスクカートリッジに 複写したもの		1 枚につき 5 0 円
	光ディスク（コンパクトディスクレコー ダブルに限る。）に複写したもの		1 枚につき 1 0 0 円
	その他の方法によるもの		実費を参考に定める額

第16条 他の制度等との調整

第16条 実施機関は、法令の規定により、何人にも公開請求に係る行政文書が第14条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令の規定に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第14条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この条例の規定は、図書館、文学館その他これに類する市の施設が市民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、適用しない。

【趣 旨】

本条は、法令による閲覧制度や閲覧・貸出しを目的とする市の施設における閲覧・貸出制度など、他の制度との調整を図るものである。

【解 釈】

- 1 第1項に規定する「何人にも公開請求に係る行政文書が第14条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合」とは、何人にも法令の規定により閲覧又は謄本、抄本等の写しの交付が認められている場合をいう。
- 2 次に掲げるときは、「何人にも公開請求に係る行政文書が第14条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合」には該当しないため、この条例が適用されることとなり、法令等の趣旨、目的等を踏まえて、非公開情報に該当するかどうかを検討することとなる。
 - (1) 法令で行政文書の公開の期間を限定している場合において、限定した期間外に行政文書の公開請求があつたとき。
 - (2) 法令で行政文書の写しの交付を認めていない場合において、行政文書の写しの交付の請求があつたとき。
 - (3) 法令で行政文書の閲覧等の範囲を限定している場合において、限定した範囲外の行政文書の公開請求があつたとき。
- 3 「縦覧」は、第14条本文において、公開の方法として規定されていないが、個々人に行政文書の内容が明らかに分かるように示し、見せるものである「閲覧」と同視される公開の形態であることから、法令の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、第14条本文の閲覧とみなして、この条例では、閲覧の方法による公開を行わないこととするものである。
- 4 第3項は、市の図書館等において、市民の利用に供することを目的として管理している行政文書は、それぞれの市の施設の管理規定等により閲覧・貸出し等の手続が定められているので、この条例は適用しないことを定めたものである。

【運 用】

1 この条例と他の法令との適用関係

他の法令の規定により、行政文書の閲覧等の手続、対象者、期間等が限定的に定められている次のような場合は、この条例が適用されることとなる。

- (1) 法令が閲覧又は縦覧の手続についてのみ定めている場合において、行政文書の公開のうちの写しの交付の請求があったとき。

(法令が閲覧又は縦覧の手続のみを定めている例)

ア 都市計画法第20条第2項の規定による都市計画図書の閲覧

イ 建築基準法第93条の2の規定による確認の申請書に関する図書（建築計画概要書）の閲覧

- (2) 法令が対象者を限定している場合において、当該対象者以外のものから行政文書の公開請求があったとき。

(法令が対象者を限定している例)

ア 土地区画整理法第84条第2項の規定による簿書の閲覧（利害関係者）

イ 地方税法第433条第10項の規定による固定資産の評価に必要な資料の閲覧（関係者）

- (3) 法令が閲覧等の期間を限定している場合において、当該期間外に行政文書の公開請求があったとき。

(法令が請求期間を限定している例)

都市計画法第17条第1項の規定による都市計画の案の縦覧（公告の日から2週間）

- (4) 法令が閲覧等の対象文書の範囲を限定している場合において、当該文書以外に対する行政文書の公開請求があったとき。

(法令が閲覧等の対象文書の範囲を限定している例)

公職選挙法第192条第4項の規定による公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の閲覧

2 図書館等で閲覧等を行うことができる行政文書の取扱い

この条例上の行政文書に該当するものであっても、図書館等で市民の利用に供されているものについては、行政文書の公開をしないものであるから、公開請求があった場合、当該施設等で閲覧等が可能である旨の教示をするものとする。

第 2 節 審査請求

第 1 6 条の 2 適用除外

第 1 6 条の 2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

【趣 旨】

本条は、行政不服審査法の改正により、同法第 9 条第 1 項に規定する審理員の設置について適用除外とすることを定めたものである。

【解 釈】

改正後の行政不服審査法に基づく審査請求手続では、処分に関与しない審理員により審理を行った後に、行政不服審査会に諮問し、その答申を受けて審査庁が裁決を行うこととされた。しかしながら、本市では審査会条例により設置された情報公開・個人情報保護審査会により、従来から中立・公正に審理手続がなされており、改正法の求める公平な審理の水準を満たしていると考えられることから、審理員を置かず審査庁が審理を行うこととした。

第 17 条 情報公開・個人情報保護審査会への諮問

第 17 条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、姫路市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関が行った公開決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合を除き、姫路市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、同審査会の審議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならないことを定めたものである。

これは、審査請求に対する裁決に当たっては、公平かつ客観的な判断を担保するために、実施機関は第三者機関である審査会に諮問し、その審査を経た後に裁決をすべきであることを定めたものである。

【解 釈】

- 1 「審査請求」とは、行政不服審査法の規定に基づき、行政庁の処分、公開請求に係る不作為、その他公権力の行使に当たる行為について不服のあるものが、当該行政庁若しくはその上級行政庁又は法律若しくは条例で定める行政庁に対して不服を申し立て、その違法又は不当な行為の是正処置を請求する手続である。
- 2 この条例による処分庁等が行った処分に対してなすべき審査請求は、法律に特別の定めがない限り、処分庁等に上級行政庁がある場合には、最上級行政庁に対し、上級行政庁がない場合には、当該処分庁等に対して審査請求書を提出することにより行う。

処分庁等とは、審査請求に係る処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は審査請求に係る不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）であり、処分庁等の事務は所管課が行う。

審査庁の事務は、審査請求事務取扱要綱（平成 28 年 3 月 17 日）に基づき、所管課の属する局の庶務担当課が行う。ただし、庶務担当課が所管課である場合、又は特別の事情があると局長が認める場合は、局長の指定する課等が審査庁の事務を担当する。

- 3 「裁決」とは、審査請求に対する審査庁の裁断行為をいう。
- 4 実施機関の処分又は不作為に対して不服がある場合、審査請求の手続によらず、行政事件訴訟法による訴訟を提起することも可能であり、いずれを選択するかは、公開請求者の

自由である。

もちろん、審査請求と並行して又は審査請求に対する裁決を経た後、訴訟を提起することもできる。

- 5 「その答申を尊重して」とは、審査庁の行う裁決は、必ずしも審査会の答申にすべて拘束されるものではないが、審査会が救済機関として設置された趣旨にかんがみ、審査会の判断結果を尊重して、裁決すべきという意味である。
- 6 「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは法定の期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内）を経過した後になされたものであるとき、審査請求適格のないものからの審査請求であるとき、審査請求書の記載の不備等について補正を命じたにもかかわらず審査請求人がこれに応じないため形式的不備のある審査請求であるときなど、要件の不備により却下される場合をいう。
- 7 「行政文書の全部を公開することとする場合」とは、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開しない旨の決定を取り消し、又は変更し、結果的に当該行政文書の全部を公開することとなる場合をいい、その場合には、第13条第3項に規定する第三者からの反対意見書が提出されているときを除き、審査会への諮問が不要であることを定めたものである。

【運 用】

- 1 審査請求事務については、行政管理課が発行している「行政不服審査法 審査請求事務取扱マニュアル」もあわせて参照すること。
- 2 審査請求を受けた審査庁は、公開決定等の再検討を行い、諮問が不要である場合を除き速やかに審査会に諮問するものとする。また、審査会の答申を受けたときは、答申を尊重し、速やかに裁決をするものとする。
- 3 審査請求に関する手続は、行政不服審査法に基づき、原則として「書面」（審査請求書）により行わなければならない。

審査請求書には次の事項が記載されていることが必要である。

- (1) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 審査請求に係る処分又は不作為の内容
- (3) 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- (4) 審査請求の趣旨及び理由
- (5) 処分庁（実施機関）の教示の有無及びその内容
- (6) 審査請求の年月日

なお、例外として行政不服審査法第20条の口頭による審査請求もある。

第18条 諮問をした旨の通知

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣 旨】

本条は、審査会へ諮問をした実施機関が、審査請求人や参加人などの関係者に対し、審査会に諮問をした旨を通知しなければならないことを定めたものである。

【解 釈】

- 1 第1号は、審査請求人及び当該審査請求に利害関係人として参加している参加人に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。
 - (1) 「審査請求人」とは、公開決定等に対する審査請求をしたものをいう。
 - (2) 「参加人」とは、行政不服審査法第13条の規定に基づき、審査庁の許可を得て、又は審査庁の求めに応じ、当該審査請求手続に参加人として参加したものをいう。
- 2 第2号は、公開決定等について第三者が審査請求を提起している場合、公開請求者に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。

公開請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されることになるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。
- 3 第3号は、公開決定について反対意見書を提出した第三者が参加人となっていない場合であっても、当該第三者に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。

公開請求者が非公開決定を不服として、その取消しを求めた場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

第19条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣 旨】

本条は、第三者に関する情報が記録されている行政文書の公開決定等に対する審査請求について、公開決定（行政文書の全部又は一部を公開する決定）に対する第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する場合、又は全部若しくは一部を公開しない旨の決定を変更して当初決定より公開する部分を拡大する裁決を行う場合に、当該第三者の訴訟提起の機会を確保するために定めたものである。

【解 釈】

「次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用とする」とは、公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決をする場合、当該行政文書は公開されることとなるが、その結果、当該第三者に回復不能な利益侵害が生ずるおそれがあるので、当該第三者の訴訟の提起の機会を確保するため、審査請求に対する裁決の日と公開を実施する日との間に2週間以上の期間を置くこととしたものである。

また、審査請求に係る公開決定等を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決をする場合についても、公開決定を行う場合と同様に第三者の権利保護を図る必要があることから、公開決定等を変更する裁決の日と公開を実施する日との間に2週間以上の期間を置くこととしたものである。ただし、これは第三者が参加人として審査請求の手続に参加し、当該行政文書の公開に反対する旨の意思を表示している場合に限られる。

第3節 行政文書の任意的な公開

第20条 行政文書の任意的な公開

第20条 実施機関は、第5条の規定により行政文書の公開を請求することができるものの以外のものから行政文書の公開の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

2 第15条の規定は、前項の規定による行政文書の公開について準用する。

【趣 旨】

本条は、第5条の規定により行政文書の公開を請求することができるものの以外のものから行政文書の公開の申出があった場合においても、できる限りその申出に応じるという努力義務、及び当該申出の費用負担について定めたものである。

【解 釈】

1 「行政文書の公開の申出（以下「公開申出」という。）」は、「行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）」とは、異なり、この条例に定める公開請求権に基づかずに行政文書の公開を求めるものである。

したがって、実施機関が公開申出に対し公開に応じない場合でも、公開申出者は行政不服審査法に基づく不服申立て等の救済の手段を求めることはできない。

2 「これに応ずるよう努める」とは、できるだけ誠実に応ずるとする実施機関の努力義務を定めたものであるから、実施機関は、行政文書の検索及び特定が著しく困難である場合や非公開情報が記録されている場合などを除き、公開するよう努めなければならない。

【運 用】

行政文書の任意的な公開の申出があった場合の事務の取扱いは、公開請求に準じて行うものとする。

第3章 情報公開の総合的推進

第21条 情報公開の総合的推進

第21条 市は、この条例による行政文書の公開のほか、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法により市民に明らかにされるよう情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、情報公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実について、実施機関の努力義務を明らかにしたものである。

【解 釈】

- 1 第2章に定める行政文書公開制度は、情報公開制度において重要な位置を占めるものであるが、市政に関する情報の公開を有効かつ適切に進めていくためには、行政文書公開制度の充実とともに、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関は、市民からの公開請求を待つことなく積極的に市政に関する情報を提供する施策の整備拡充に努めることにより、情報公開を総合的に推進していくことが必要となる。
- 2 具体的な情報提供施策としては、次のようなものが挙げられる。
 - (1) 市民の情報ニーズを把握するとともに、ニーズに応じた分かりやすい情報を提供すること（第22条）。
 - (2) 出資法人等及び指定管理者の情報公開を促進すること（第23条及び第24条）。
 - (3) 広報及び広聴の活動の充実
 - (4) 附属機関等（審議会、懇話会等）の会議の公開を促進すること（姫路市附属機関等の会議の公開に関する指針（平成14年3月策定））。
 - (5) 刊行物等の提供施設（市政情報センターなど）の充実

第 22 条 情報の提供

第 22 条 実施機関は、市民が必要とする情報を的確に把握し、積極的に収集するとともに、市民の利用しやすいように整理するものとする。

2 実施機関は、その保有する情報を広く市民の利用に供するため情報の所在の周知を図るとともに、市民の求めに応じて正確で分かりやすい情報を迅速に提供するものとする。

【趣 旨】

本条は、市民の求めに応じた情報の提供に関する実施機関の責務を明らかにしたものである。

【解 釈】

- 1 第 1 項は、実施機関が市民意識調査、窓口での相談活動等により市政に関する情報ニーズを迅速・的確に把握し、積極的に収集を行うとともに、市民が利用しやすいように各種の情報を整理しておくべきことを定めたものである。
- 2 第 2 項は、実施機関が取得した情報について、目録等により情報の所在を明確にし、市民への周知を図るとともに、市民が必要とするときに、正確で分かりやすい情報を迅速に提供すべきことを定めたものである。

第 23 条 出資法人等の情報公開

第 23 条 市が出資その他財政支出等を行う法人で規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、出資法人等に対し、前項に規定する措置を講ずるために必要な指導及び助言に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、出資法人等について、これまで以上に情報公開を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めること、また、出資法人等の情報公開が促進されるよう、市長は、必要な指導及び助言に努めるべきことを定めたものである。

【解 釈】

- 1 本条は、出資法人等は、市とは別個の独立した法人であるため、条例上の実施機関とすることは困難であるが、市が出資その他財政上の支出、援助等を行っており、その保有する情報の公開を進めていく必要があるものについては、出資法人等の設立趣旨や自立性に配慮しつつ、出資法人等が自主的に情報公開に努める責務を有することを定めたものである。
- 2 「規則で定めるもの」とは、情報公開条例施行規則第 10 条（出資法人等）に規定する次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 市が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人
 - (2) 市及び前号に掲げる法人が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人
- 3 「必要な措置を講ずる」とは、出資法人等が、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の情報公開に関する内部規程を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整えることをいう。
- 4 「指導及び助言に努める」とは、市長が出資法人等に対し、情報公開に関する制度を整備するよう、出資法人等の情報公開に関するモデル規程等を示すなどして指導及び助言を行うことをいう。

【運 用】

- 1 出資法人等の範囲
具体的には、令和 8 年 4 月 1 日現在、次に掲げる法人が該当する。
 - (1) 市が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人
 - 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
 - 公益財団法人姫路市中小企業共済センター
 - 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団
 - 公益財団法人姫路市救急医療協会
 - (2) 市及び上記(1)に掲げる法人が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人

○ 姫路ウォーターフロント株式会社

2 市長は、出資法人等に対し次に掲げる指導及び助言に努めるものとする。

- (1) その保有する情報の公開に関する制度整備
- (2) 当該制度の運営

3 姫路市外郭団体指導調整要綱に規定する法人

姫路市外郭団体指導調整要綱（平成22年4月1日施行）の別表に定める法人で、情報公開条例施行規則第10条に該当しない法人に対しても、市長は、上記2に掲げる指導及び助言に努めるものとする。

令和8年4月1日現在、次に掲げる法人が該当する。

- 公益財団法人姫路市文化国際交流財団
- 社会福祉法人姫路市社会福祉協議会
- 公益社団法人姫路市シルバー人材センター
- 公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

第 2 4 条 指定管理者の情報公開

第 2 4 条 指定管理者（地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、公の施設（同法第 2 4 4 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理業務に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に規定する措置を講ずるために必要な指導及び助言に努めるものとする。

【趣 旨】

指定管理者に対して、公の施設の管理の公共性に鑑み、情報公開について必要な措置を講ずるよう努めること、また、市長は、必要な指導及び助言に努めるべきことを定めたものである。

【解 釈】

- 1 「指定管理者」とは、地方公共団体が公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、条例の定めにより、法人その他の団体であって当該地方公共団体が指定するものに、当該施設の管理を行わせる場合の当該指定された者をいう。
- 2 指定管理者は、前条に規定されている出資法人等と同様に、市とは別個の独立した法人であるため、条例を直接適用することは困難であるが、指定管理者が管理を行っている施設は市が設置した公の施設であることから、市の事務事業の一部を補完又は分担し、市政の一翼を担うものであるため、指定管理者の自律性に配慮しつつも、指定管理者が自主的に情報公開に努める責務を有することを定めたものである。
- 3 また、実施機関に対しては、指定管理者の情報公開が推進されるよう、指定管理者に対し、必要な指導等を行うよう努める責務を課している。

第4章 雑則

第25条 行政文書の管理等

第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

【趣 旨】

本条は、情報公開制度が円滑かつ適正に運営される前提として、公開請求の対象となる行政文書が適正に管理されていることが必要であることから、実施機関に対し、行政文書を適正に管理する責務と行政文書の検索に必要な資料を作成する責務を定めたものである。

【解 釈】

- 1 「行政文書を適正に管理する」とは、姫路市文書取扱規程等の定めるところにより、行政文書の検索ができるよう適正な文書管理を行うことをいう。
- 2 「行政文書の検索に必要な資料」とは、各所管課の「文書保存台帳」や「文書保管表」等を編冊したものなどをいう。

【運 用】

行政文書の検索に必要な資料は、市政情報センターに備え付け、一般の利用に供することとする。

第26条 運用状況の公表

第26条 市長は、各実施機関によるこの条例の運用状況を取りまとめ、その概要を毎年1回公表するものとする。

【趣 旨】

本条は、この条例の適正な運用と制度の健全な発展を図るため、市長がその運用状況を取りまとめ、公表することについて定めたものである。

【解 釈】

本条は、行政文書の公開等の運用状況の公表に関する市長の責務を定めたものであり、行政文書の公開等の実施状況を把握して今後の適正な運用を図るとともに、市民にこれを周知して制度の適正な利用と発展を推進する趣旨である。

【運 用】

- 1 公表は、市政情報センターにおいて取りまとめて行うものとする。
- 2 公表は、前年度の分について、毎年8月末までに行うものとする。

第 27 条 委任

第 27 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【趣 旨】

本条は、この条例の施行について必要な事項を定める権限を市長に委任することを定めたものである。

【解 釈】

「必要な事項」とは、行政文書の公開請求及び公開決定等に必要な諸様式及び実施方法等をいう。

【運 用】

市長は、この条例の施行に関し、必要な事項を制定し、又は改廃する場合には、各実施機関と十分連絡調整を行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(姫路市公文書公開条例の廃止)

第2条 姫路市公文書公開条例（昭和61年姫路市条例第46号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に旧条例第8条第1項の規定によりなされている公文書の公開の請求は、この条例第6条第1項の規定によりなされた公開請求とみなす。

第4条 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項に規定する行政不服審査法によりなされている不服申立ては、この条例第17条に規定する同法に基づく不服申立てとみなす。

第5条 前2条に規定するもののほか、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第6条 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により姫路市公文書公開審査会の委員に任命されている者は、施行日にこの条例第20条第3項の規定により審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日における従前の姫路市公文書公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(4町の編入に伴う経過措置)

第7条 家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入の日前に旧家島町情報公開条例（平成12年家島町条例第24号）、旧夢前町情報公開条例（平成12年夢前町条例第46号）、旧香寺町情報公開条例（平成12年香寺町条例第21号）又は旧安富町情報公開条例（平成12年安富町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年12月20日条例第79号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月25日条例第48号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年6月25日条例第49号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第18号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第7号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月21日条例第68号）

（施行期日）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（姫路市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 実施機関（第1条による改正前の姫路市情報公開条例（以下「旧公開条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の公開決定等（旧公開条例第11条第1項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。）についての不服申立てであって、施行日前にされた実施機関の公開決定等に係るものについては、なお従前の例による。

（姫路市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 実施機関（第2条による改正前の姫路市個人情報保護条例（以下「旧保護条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（それぞれ旧保護条例第20条第1項、第30条第1項及び第37条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等をいう。以下同じ。）についての不服申立てであって、施行日前にされた実施機関の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月28日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則（令和3年12月22日条例第54号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第22条 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている申請その他の行為は、この条例の施行後は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分その他の行為又は申請その他の行為とみなす。

附 則（令和4年12月21日条例第50号）

（施行期日）

第1条 この条例は令和5年4月1日から施行する。

（姫路市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この条例の施行前にこの条例による改正前の姫路市情報公開条例（以下「旧条例」

という。)第20条第1項に規定する姫路市情報公開審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者又は委員であった者に係る同条第6項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている請求その他の行為は、この条例の施行後は、この条例による改正後の条例の相当規定によりされた処分その他の行為又は請求その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に旧審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは姫路市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は姫路市情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

【趣 旨】

- 1 令和4年12月21日条例第50号附則第1条は、この条例の施行期日について定めたものである。
- 2 同附則第2条は、改正前の情報公開条例(以下「旧条例」という。)との連続性を担保するために規定したものである。

【解 釈】

- 1 同附則第2条第1項は、旧条例の規定により設置していた情報公開審査会(以下「旧審査会」という。)の委員の守秘義務について、施行後もなお従前の例によるものである。
- 2 同附則第2条第2項は、この条例の施行の際に旧条例の規定によりなされている公文書の公開の請求、公開の申出、審査請求等の行為は、この条例に基づく請求等とみなして公開決定等を行うことを定めたものである。
- 3 同附則第2条第3項は、旧審査会にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないものは、情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、答申を行うことを定めたものである。